

## かすがいいいきポイント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のいきがづくりと継続的な社会参加を促進するため、趣味、地域活動等を行った際に、電子マネーに交換できる等のポイントを付与するかすがいいいきポイント事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を適切に実施することができる者と認められる者に委託することができる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アプリ 事業に係る専用のスマートフォン用アプリケーションをいう。
- (2) ポイント 本市が利用者に対してアプリにより発行するポイントで、利用者が電子マネーとの交換等に使用することができるものをいう。
- (3) 利用者 事業の対象者のうち、第5条第1項の登録を行った者をいう。
- (4) 利用者情報 利用者の氏名、住所、生年月日その他の事業を利用する上で必要となる情報をいう。
- (5) 電子マネー 証票、電子機器その他の物に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものに限る。）として市長が定めるものをいう。

### (対象者)

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する65歳以上の者とする。

(利用者登録等)

第5条 事業を利用しようとする者は、アプリにより利用者情報の登録を行うものとする。

2 利用者は、利用者情報に変更があったときは、アプリその他市長が定める方法により登録の変更を行わなければならない。

3 利用者は、登録した利用者情報の抹消を希望するときは、アプリにより行うことができる。

(ポイントの名称)

第6条 ポイントの名称は、かすがいいいきポイントとする。

(ポイントの付与等)

第7条 市長は、利用者が、市長が指定する活動及びイベント等へ参加等したときは、別に定めるアプリの利用規約の規定によりポイントを付与するものとする。

2 ポイントの発行及び管理は、市長が行うものとする。

3 ポイントの付与は、利用者が、市長が指定する二次元コードをアプリにより読み取る方法等によって行う。ただし、二次元コードの読取りは1日1回を限度とする。

4 保有できるポイントの上限は10,000ポイントとする。

5 利用者は、付与されたポイントを譲渡し、貸与し、担保に供してはならない。

6 付与されたポイントは、利用者が対象者に該当しなくなったとき、又は第5条第3項若しくは第9条の規定により登録を抹消したときは、失効するものとする。

(ポイントと電子マネーの交換等)

第8条 利用者は、前条の規定により付与されたポイントを電子マネーと交換し、又は市長が別に定める公共施設の使用料の納付に使用することができる。

2 前項の規定によりポイントを電子マネーと交換するときは、1ポイント1円相当として計算するものとし、1,000ポイント以上から100ポイントを単位とし

て交換するものとする。

- 3 利用者は、ポイントを電子マネーと交換するときは、アプリにより市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交換の可否を決定し、アプリにより申請者に通知するものとする。
- 5 利用者は、ポイントを公共施設の使用料の納付に使用するときは、アプリを用いて市長が指定する二次元コードを読み取る方法により行わなければならない。
- 6 ポイントの交換及び使用は、その年度において5,000ポイントを限度とする。  
(登録の取消し等)

第9条 市長は、利用者がこの要綱及びアプリの利用規約の規定に違反する行為を行ったときは、アプリの利用を停止し、利用者情報の登録を抹消し、又は付与されたポイントを取り消すことができる。

- 2 市長は、利用者が偽りその他不正の手段によりポイントの付与を受け、又は交換し、若しくは使用したときは、当該者に対し、その決定を取り消し、当該額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第10条 市長は、この事業の実施に必要な限度において、利用者に対して、利用の登録、ポイントの付与並びに交換及び使用のために必要な事項について調査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。